

令和元年6月19日現在

機関番号：34605

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K17390

研究課題名(和文) 韓国の才能教育における積極的格差是正措置に関する研究

研究課題名(英文) A Study on the Affirmative Action Program in the Gifted Education in Korea

研究代表者

石川 裕之 (ISHIKAWA, Hiroyuki)

畿央大学・教育学部・准教授

研究者番号：30512016

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：中央集権的な教育制度を有する韓国では、才能教育における積極的格差是正措置についても政府、地方、機関の3つのレベルにおいて理念や条件に関する共通理解が存在しており、一定の体系性が確保されていた。また2010年代以降、才能教育における積極的格差是正措置は量的側面においてめざましい発展を遂げたことも分かった。一方で、そうした措置を享受する機会が教育対象者選抜に偏っていたり、女子や障害を持つ子どもなどに対する配慮が不十分なものであったりと、今後解決すべき課題があることも明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

不利な条件におかれた子どもの才能を積極的に認定し、子ども本人の自己実現と社会の公平性実現の両者に寄与しようとする積極的格差是正措置は、注目すべき取り組みであるといえる。しかし本研究の成果が示しているように、これを施策として実施する際には、どの分野の才能を持つ、いかなる条件にある子どもを対象とするのかについて十分な議論と配慮が行われる必要がある。そうでなければ、積極的格差是正措置の趣旨を活かすことができないばかりか、不利な条件におかれた子ども間の不平等を新たに生じさせてしまうおそれすらあるだろう。

研究成果の概要(英文)：For the affirmative action program in the gifted education, there is a common understanding of principles and conditions at 'government level', 'region level' and 'institution level' in Korea. The programs also have a certain systematicity. The affirmative action program in the gifted education have achieved remarkable progress in quantitative aspects since the 2010s. On the other hand, there are problems to be solved in the future, such as bias of opportunity to receive consideration and lack of consideration for girls and children with disabilities.

研究分野：比較教育学

キーワード：才能教育 英才教育 積極的格差是正 平等と卓越 韓国

1. 研究開始当初の背景

才能教育とは、「特定の分野・領域で優れた能力を示す子どもを対象として、その能力を最大限に伸張するためにおこなわれる特別な教育的措置の総称」である。韓国はアジア諸国の中でも最も早い時期から、そして最も積極的に国家レベルでの才能教育政策を推進してきた国の1つである。韓国における才能教育の嚆矢は、科学者養成を目的として1983年に設立された京畿科学高校である。その後今日に至るまで約30年にわたって公的な才能教育が実施されてきた。2000年には才能教育のための特別法である「英才教育振興法」も制定されている。一方で、韓国の才能教育がその導入・発展の過程において、公教育における平等性・公平性の問題、才能教育機関の受験名門校化の問題など数多くの課題に直面して来たことも事実である。

韓国では長らくの間、優秀な科学者をはじめ国家・社会の発展に必要な高度な人材を養成するという一点において才能教育実施の正当性が担保されて来た。韓国でこうした状況に変化が生じたのは2000年代に入ってからのことである。2005年に英才教育振興法が改正され、才能教育機関の入学者選抜において、生活保護(韓国では「国民基礎生活保障」)受給者の子女や島嶼・僻地の居住者など、社会経済的あるいは地理的な理由で潜在的な能力を十分に発揮できない子どもに対し特別な配慮をおこなうことが規定されたのである。さらに2008年には、身体的・精神的障害が原因で潜在的な能力を十分に発揮できない子どもも特別な配慮の対象に含まれることになった。急速な社会変化や教育観の変化を背景に、2000年代以降の韓国の才能教育は、社会的格差の是正という新たな役割を担うことになったのである。

本研究を計画した段階では、2011年時点で約2,000名の不利な条件にある子どもたちが特別な配慮に基づく才能教育の対象となっており、これは才能教育対象者全体の2%に相当する数字であることが判明していた。しかしながら、韓国の才能教育における積極的格差是正措置の実態はそれまでほとんど明らかにされていなかった。一方、2013年におこなった応募者による予備的な調査を通じて、特別な配慮となる才能児の条件、有する才能の分野、教育対象者に占める割合などは、地方や才能教育機関ごとに様々であることが明らかになって来た。こうした状況から、韓国の才能教育における積極的格差是正措置の全体像を明らかにするためには、

政府レベル、地方レベル、機関レベルの3つのレベルにおいて可能な限り網羅的に調査をおこない、そこで得られた知見を総合的に考察する必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、政府、地方、機関の3つのレベルにおいて、それぞれいかなる理念や方針に基づき、どの分野の才能を持つ、いかなる条件にある子どもを対象として、どのような内容の才能教育が立案・実施されているのかについて調査・分析することを通じ、韓国の才能教育における積極的格差是正措置の実態と特徴、成果と課題について明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、関連文献・資料の収集・分析、中央・地方教育行政機関(教育部・教育庁)への訪問調査、個別の才能教育機関に関する実態調査の3つを軸に進めていった。そして、これらの調査・研究を通じて明らかになった政府レベル、地方レベル、機関レベルでの実態・特徴および成果・課題を総合的に考察し、韓国の才能教育における積極的格差是正措置の全体像を提示することを目指した。さらに、才能教育における積極的格差是正措置の実施が、韓国社会の中でどのように「正当化」されているのかについても考察した。

4. 研究成果

本研究を進める中で、才能教育における積極的格差是正措置の方針や配慮の対象者となる条件については、英才教育振興法に基づき政府(教育部)の定めた方針・条件が地方教育行政当局(市・道教育庁)を通じ末端の機関レベルまで到達され共有されていることが確認された。ここから、才能教育における積極的格差是正措置についても、韓国の教育制度が有する中央集権的な特徴が色濃く反映されていることが分かった。一方で、政府が各地方に要求している「才能教育プログラムの定員の10%を不利な条件にある階層の子どもに充てる」といった数値目標は、才能教育対象者の質の保障を重視する地方教育行政当局や教育現場の状況によって、必ずしも遵守されているわけでないことも明らかになった。確かに韓国の教育制度は中央集権的な傾向が強く、地方教育行政当局は現場の各機関を指導・監督する役割を担っている。しかし本研究における調査の中では、現場の事情をよく知り得る立場にある地方教育行政当局だからこそ、政府と機関の間に挟まれ苦悩するといった姿もしばしば見られた。

さらに本研究を通じ、2016年時点で積極的格差是正措置による配慮の対象となっている才能教育対象者は5,000名弱であり、上述した2011年時点よりも約2.5倍に拡大していることが明らかになった。量的な側面からいえば、韓国の才能教育における積極的格差是正措置は着実

に前進しているといえた。

一方で、これら積極的格差是正措置による配慮の対象となっている才能教育対象者の5割以上は経済的要因で不利な条件にある子どもであり、これに地理的要因で不利な条件にある者を合わせると約7割であることも明らかになった。英才教育振興法施行令によれば、積極的格差是正措置による配慮の対象となるのは、国民基礎生活保障（わが国の生活保護に相当）受給者の子女、島嶼・僻地の居住者、特別支援教育対象者、邑・面地域（郡の下の行政区画で、農村部が多い）の居住者、その他に社会経済的理由で教育機会の格差が発生したと認められる者と定められている。しかし実際に配慮の対象となっているのは、上記の に該当する経済的に貧しい子どもや島嶼・僻地に居住している子どもに大きく偏っているということである。また、配慮の内容も、才能教育機関の教育対象者選抜において不利な条件にある子どもたちのための特別な定員枠を一般選抜の定員とは別に設けるといった程度のものであり、才能教育の「過程」や「出口」における配慮はほとんどなされていないという課題も存在していることが分かった。このような配慮の内容では、当然才能と障害を同時に抱える 2E（twice-exceptional）の子どもは選抜時において相対的に不利になるし、仮に合格したとしても才能教育機関に入学後特別な配慮が提供される保証はないため、応募に対し慎重にならざるを得ないと考えられた。さらに、才能教育対象者に占める女子の割合が4割に留まっており、中でも教育段階や専門性が高くなるにつれて女子の割合が急激に減少していくという状況も明らかになった。たとえば、小学校高学年の子どもを主な対象とする「英才学級」では女子の割合は4割を超えているのに、高校段階の特別学校である「英才学校」ではその割合が1割程度にまで落ちていた。こうした状況には韓国の才能教育の実施分野が数学・科学分野に極端に偏重していることなどが影響を与えていると考えられ、性別による才能教育の機会の不均衡という点で今後解決すべき大きな課題といえた。

以上、本研究を通じて明らかになったことをまとめると、次の通りとなる。第1に、中央集権的な教育制度を有する韓国では、才能教育における積極的格差是正措置についても政府、地方、機関の3つのレベルにおいて理念や条件に関する共通理解が存在しており、一定の体系性が確保されていた。ただし、現場の状況や才能教育の趣旨を勘案した結果、地方教育行政当局や各機関が政府の要求する数値目標を必ずしも遵守しないといったケースも見られた。第2に、2010年代以降、才能教育における積極的格差是正措置は量的側面においてめざましい発展を遂げていた。一方で第3に、積極的格差是正措置による配慮の対象となっている子どもが経済的・地理的な要因によって不利な条件にある子どもに偏っており、障害を持つ子どもや女子などに対する配慮が不十分なものであったり、配慮の内容が教育対象者選抜において特別定員枠を設けるといった程度に留まっていたりするなど、今後解決すべき課題が複数存在していた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

石川裕之「韓国の地方における才能教育の現状と課題 - 慶尚南道を事例に - 」（査読付）『畿央大学紀要』第13巻第1号，2016，pp.37-43.

石川裕之「韓国における国家カリキュラムの構成と教育目的 - 初等教育段階に注目して - 」（査読付）『畿央大学紀要』第14巻第1号，2017，pp.19-26.

〔学会発表〕(計3件)

石川裕之「グローバル化時代における韓国の才能教育の発展と今後の方向性」日本比較教育学会第53回大会 課題研究（東京大学）2017.06.25.

ISHIKAWA, Hiroyuki "The Current State and Challenges of Affirmative Action in Gifted Education in South Korea" 41th Pacific Circle Consortium Conference (JMS Aster Plaza, Hiroshima, Japan) 2017.09.06.

石川裕之「韓国 - 公教育制度の内と外に存在する『2つの自律性』 - 」日本比較教育学会第54回大会 課題研究（東広島芸術文化ホールくらら）2018.06.24.

〔図書〕(計3件)

村田翼夫編著『多文化社会に応える地球市民教育 - 日本・北米・ASEAN・EUのケース - 』（総301頁）ミネルヴァ書房，2016，担当部分 pp.93-100，pp.100-105.

山内乾史，杉本均，小川啓一，原清治，近田政博編『現代アジアの教育計画 補巻』（総183頁）学文社，2017，担当部分 pp.84-107.

山内乾史編著『才能教育の国際比較』（総344頁）東信堂，2018，担当部分 pp.189-218.

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕
なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。